

「北海道アレルギー疾患医療拠点病院選定等要綱」の一部改正（案）

（目的）

第1 道内におけるアレルギー疾患医療の拠点となる医療機関である「北海道アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「拠点病院」という。）及び「北海道アレルギー疾患医療地域協力病院」（以下「協力病院」という。）の選定を行い、拠点病院を中心に、アレルギー疾患対応に関する道内医療機関との連携を促進させ、各医療機関で実施可能な検査・治療等の他、専門医育成等の研修に関する情報の共有や発信、効率的かつ効果的な患者の紹介・受入等診療連携が可能となる診療連携体制を推進することを目的とする。

（拠点病院の選定）

第2 拠点病院は、国の「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知。以下「国通知」という。）を基本とする他、次の各号に定める要件全てを満たす医療機関の中から、北海道アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、知事が選定し通知する。

- （1）アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、全ての標榜科において、アレルギー疾患対応を行う医師が常勤していること。
- （2）アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科のうち1つ以上の標榜科において、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医（以下「専門医」という。）資格を有する医師が常勤しており、専門医の育成に関するノウハウが蓄積されているものと見込まれること。
- （3）アレルギー疾患対応に関する道内の医療機関との連携を相当数行っており、今後の更なる医療機関同士の連携の強化、検査・治療等に関する情報の共有を図るための基盤が構築されているものと見込まれること。

2 前項で選定した拠点病院については、道のホームページ等で公表する。

（拠点病院の役割）

第3 拠点病院は、国通知を基本とする他、協議会の意見を踏まえ、第1に規定する目的の達成に向けた中心的な役割を担うこととする。

（拠点病院の評価）

第4 拠点病院は、過去3年間の活動実績等を道が指定する日までに報告する。

2 道は、前項の報告について協議会の意見を踏まえた上で、国通知の評価基準等を基本に評価を行い、評価結果を拠点病院に通知する。

（協力病院の選定）

第5 協力病院は、拠点病院に準じて、専門医育成のノウハウの蓄積や医療機関同士の連携基盤の構築が相応に見込まれる道内の大学病院及び主要な総合病院の中から、協議会委員の意見照会を経て候補を決定する。

2 前項の主要な総合病院については、次の各号に定める要件を1つ以上満たすこととし、北海道

医療計画に基づく三次医療圏に1か所以上となるよう努めることとする。

(1) 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第4条に基づく地域医療支援病院のうち、アレルギー疾患対応について相当数の医療機関と連携を行っている病院

(2) 標榜科を問わず、専門医資格を有する医師が1名以上常勤している医療機関

3 前1項による協力病院の候補に対しては、知事が協力を依頼し、承諾を得ることとする。

4 前項で承諾を得た医療機関を知事が協力病院として選定し、道のホームページ等で公表する。

5 協力病院は、前3項の承諾を随時取消することができる。

(協力病院の役割)

第6 協力病院は、第1に規定する目的の達成に向け、アレルギー疾患対応に関する情報提供や診療連携を行うなど、拠点病院を支援する役割を担うこととする。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。